

桑名市の「介護予防・日常生活支援総合事業」

「サポーター」の「見える化」・創出

「えぷろんサービス」

シルバー人材センターの会員が訪問による掃除、買物、外出支援、調理、洗濯、ゴミ出し、話し相手等を提供。

「おいしく食べよう訪問」

食生活改善推進員が訪問による食事相談、献立相談、調理相談、体重測定等を提供。

「『通いの場』応援隊」

ボランティアが日常生活圏域の範囲内で「シルバーサロン」又は「健康・ケア教室」の利用のための移動支援を提供。

「短期集中予防サービス」の創設

「栄養いきいき訪問」

管理栄養士が訪問栄養食事指導を提供。

「お口いきいき訪問」

歯科衛生士が訪問口腔ケアを提供。

「くらしいきいき教室」

リハビリテーション専門職がアセスメント及びモニタリングに関与しながら、医療・介護専門職等が通所による機能回復訓練等と訪問による生活環境調整等とを組み合わせ一体的に提供。

従前の介護予防
訪問介護に相当する
訪問型サービス
(平成27～29年度)

従前の介護予防
通所介護に相当する
通所型サービス
(平成27～29年度)

「通いの場」の「見える化」・創出

「シルバーサロン」

「宅老所」等において、地域住民が相互に交流する機会を提供。

「健康・ケア教室」

事業所において、地域交流スペース等を活用するとともに、医療・介護専門職等とボランティアとで協働しながら、介護予防教室を開催するなど、地域住民が相互に交流する機会を提供。

「健康・ケアアドバイザー」

地域住民に開放される「通いの場」を対象として、地域住民を主体として運営された実績に応じ、リハビリテーション専門職等を派遣。

「介護予防ケアマネジメント」の充実

- 桑名市地域包括支援センターにおいて、桑名市と一体になって、要介護・要支援認定又は「基本チェックリスト」該当性判定の申請及びそれに関する相談を受付。
- 桑名市地域包括支援センターにおいて、桑名市と一体となって、「地域生活応援会議」を活用した「介護予防ケアマネジメント」を実施。

健康増進事業と一体的な介護予防事業の展開

- 「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」に基づくデータ等を活用することにより、可能な限り、早期に、リスクを抱える高齢者を把握した上で、戸別訪問等による総合相談支援を実施。
- 「高齢者サポーター養成講座」等及び「桑名いきいき体操サポーター養成講座」等を開催。
- 「桑名市介護支援ボランティア制度」を実施。

「えぷろんサービス」

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「訪問型サービスB（住民主体による支援）」
内容	桑名市シルバー人材センターに委託し、日常生活支援を必要とする高齢者を対象として、「高齢者サポーター養成講座」等を修了した会員が訪問による掃除、買物、外出支援、調理、洗濯、ゴミ出し、話し相手等を提供。 （注）従前の介護予防訪問介護に相当する訪問型サービスは、身体介護のほか、訪問介護員以外の者によって提供されることが困難である専門的な生活援助を内容とするもの。これに対し、「えぷろんサービス」は、訪問介護員以外の者によって提供されることが可能である一般的な生活援助を内容とするもの。そのいずれかについては、「地域生活応援会議」を活用した「介護予防ケアマネジメント」に基づき、個々に判断。
手続	「介護予防ケアマネジメント」については、「簡略化した介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントB）」を実施。 （注）それぞれの桑名市地域包括支援センターのレベルでの「地域生活応援会議」（「B型地域生活応援会議」）を開催。
サービス単価	1,000円／時間
利用者負担	30%及び実費



「サービス内容」

- | | |
|------|---------------|
| ①洗濯 | ⑤話し相手 |
| ②買い物 | ⑥外出支援
(散歩) |
| ③掃除 | |
| ④調理 | ⑦ゴミだし |



公益社団法人

桑名市シルバー人材センター

〒511-0032
三重県桑名市吉之丸11番地
(0594)22-0468

www.kuwana-sjc.or.jp

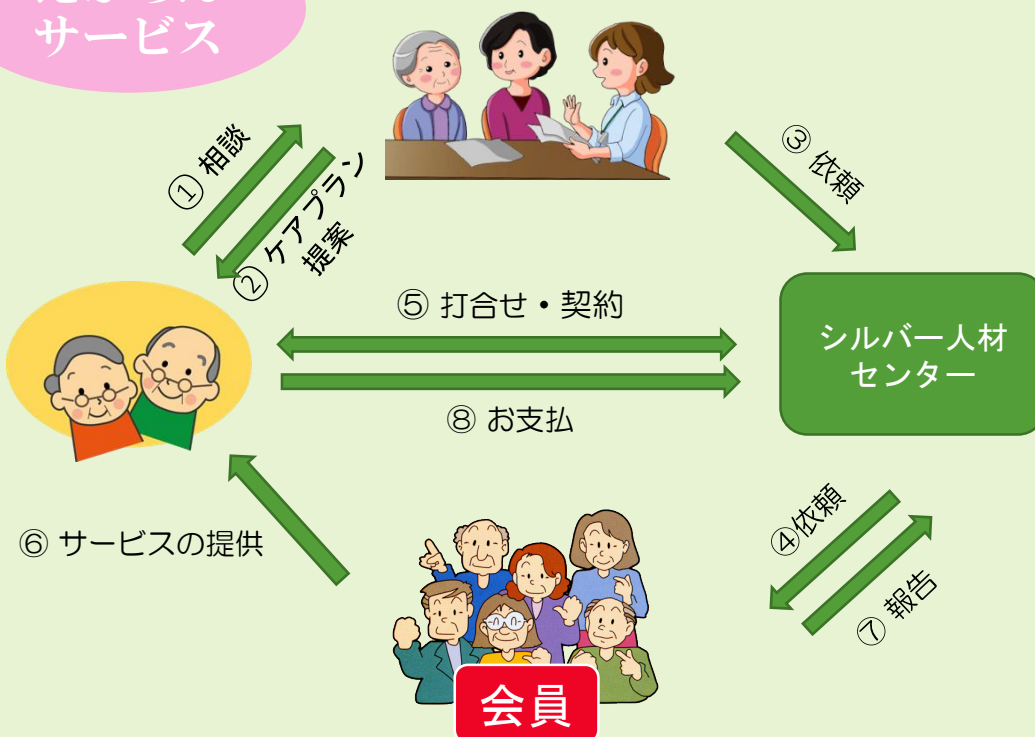
えぶろんサービス

桑名市日常生活総合支援事業

シルバー会員が
お手伝いするよ!



えぷろん サービス



《お支払方法》

月末締め、翌月**20日**引き落とし
(手数料はご利用様負担となります。)

《利用料金》

サービス 1 回 1 時間以内
300円

サービスを受けるには・・・

利用対象は・・・

H27.4.1以降に要支援1・要支援2に認定された方、またはチェックリスト該当者の方です。

ご依頼は・・・

ケアマネージャーさんが、ケアプランの中にサービス内容を組みいれていただき当センターにご依頼ください。

《サービス内容》

- ①洗濯・・・洗濯をして、干します。
- ②買い物・・・ご依頼の物を、お金を預かり会員が買い物してきます。
- ③掃除・・・簡単なお掃除をします。
- ④調理・・・冷蔵庫にある食材でお食事を作ります。
- ⑤話し相手・・・利用者さんと世間話など話し相手になります。
- ⑥外出支援・・・散歩程度の外出を、会員が見守りながら同行します。
- ⑦ゴミだし・・・可燃ごみ・不燃ごみなど指定の場所まで持っていきます。

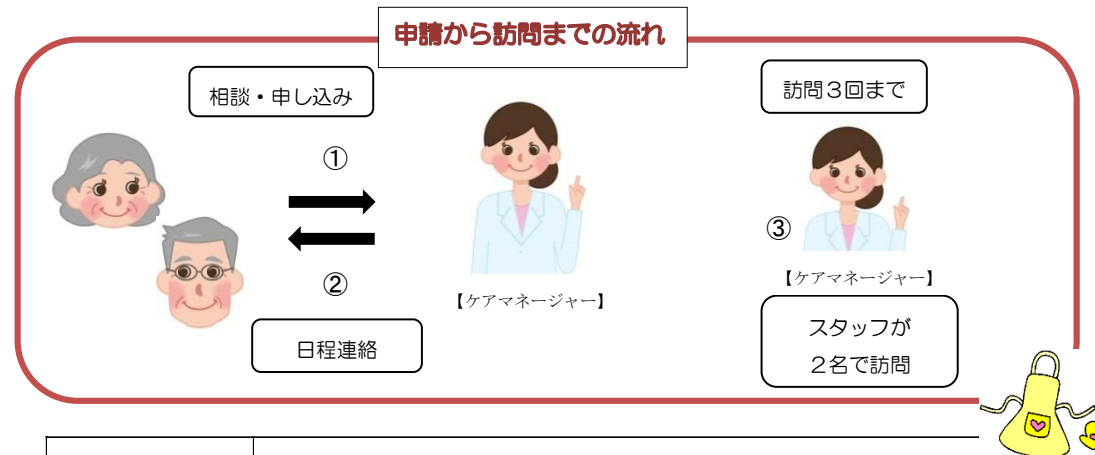
「おいしく食べよう訪問」

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「訪問型サービスB（住民主体による支援）」
内容	桑名市食生活改善推進協議会に委託し、 食生活改善を必要とする高齢者を対象として、 「高齢者サポーター養成講座」等を修了した 食生活改善推進員が訪問による 食事相談、献立相談、調理相談、体重測定等を提供。
サービス 単価	1,200円／回（3回に限る。）
利用者負担	30%及び実費

『おいしく食べよう訪問』のご案内

介護予防・生活支援サービス事業

食生活改善推進員が2人1組でご自宅を訪問します。
栄養バランスのよい食事をするため、献立・調理相談が受けられます。



対象者	食生活改善を必要とする65歳以上の方 【要支援1・2と認定された方及び基本チェックリスト該当者で、 やせぎみまたは肥満ぎみで食生活に不安のある方】
訪問内容	食事・献立・調理の相談、体重測定、味噌汁の塩分測定
費用	1,200円/回（利用者負担 360円/回）
実施回数	月に1回 1時間程度（3回まで）
注意点	① 毎回、訪問時に利用者負担金を徴収します。おつりのないようにご準備下さい。 ② <u>実際に調理はしません。</u>
お問合せ先	〇〇包括支援センター（TEL：0594- - ）担当□□ 〇〇〇〇〇〇事業所（TEL：0594- - ）担当□□

「栄養いきいき訪問」

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「訪問型サービスC(短期集中予防サービス)」
内容	三重県地域活動栄養士連絡協議会桑名支部に委託し、 栄養に関するリスクを抱える高齢者であって、 訪問栄養食事指導を利用する必要があるものを対象として、 管理栄養士が訪問栄養食事指導を提供。
手続	○ 「介護予防ケアマネジメント」については、 「簡略化した介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメントB)」を実施。 (注) それぞれの桑名市地域包括支援センターのレベルでの「地域生活応援会議」 (「B型地域生活応援会議」)を開催。
サービス 単価	① 1回目:6,000円/回 ② 2～6回目:4,000円/月
利用者負担	10%及び実費

『栄養いきいき訪問』のご案内

総合支援事業 訪問型サービス事業

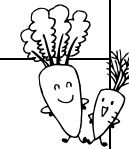


管理栄養士がご自宅を訪問し、食事内容等を確認します。
お一人お一人に合った栄養指導が受けられます。

申請から訪問までの流れ



対象者	食生活改善を必要とする65歳以上の方 【要支援1・2と認定された方及び基本チェックリスト該当者】
訪問内容	栄養指導
費用	初回 6,000 円/回（利用者負担 600 円） 2～6 回目 4,000 円/回（利用者負担 400 円）
実施回数	1 回 1 時間程度（6 回まで）
注意点	① 毎回、訪問時に利用者負担金を徴収します。おつりのないようにご準備下さい。 ② <u>栄養指導であって、実際に調理はしません。</u>
お問合せ先	〇〇包括支援センター（TEL：0594- - ）担当□□ 〇〇〇〇〇〇事業所（TEL：0594- - ）担当□□



「お口いきいき訪問」

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「訪問型サービスC(短期集中予防サービス)」
内容	三重県歯科衛生士会桑員支部に委託し、 口腔に関するリスクを抱える高齢者であって、 訪問口腔ケアを利用する必要があるものを対象として、 歯科衛生士が訪問口腔ケアを提供。
手続	「介護予防ケアマネジメント」については、 「簡略化した介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメントB)」を実施。 (注) それぞれの桑名市地域包括支援センターのレベルでの「地域生活応援会議」 (「B型地域生活応援会議」)を開催。
サービス 単価	① 1回目:6,000円/回 ② 2・3回目:4,000円/月
利用者負担	10%及び実費

おいいきいき訪問のご案内

おいいきいき訪問とは？

歯科衛生士などの専門職が、お口の機能を向上させるために自宅へお伺いし、お手伝いする事業です。

こんな症状はありませんか？



- 固い物が食べにくい。
- お茶や汁物でむせる。
- 口が渇きやすい。

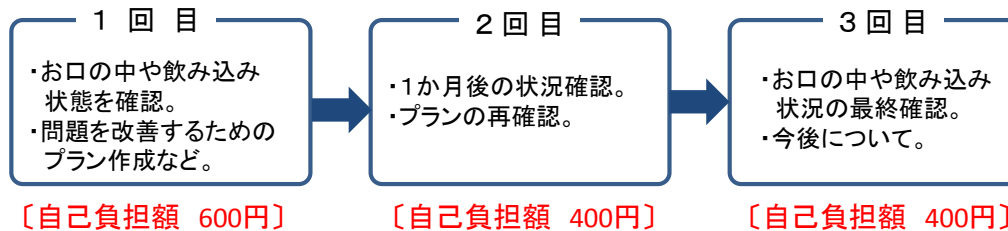
これらの症状が続くと美味しく食事ができず、栄養を十分に取れなくなります。
専門職による指導で改善しましょう！

訪問での内容

- ◆ 口腔清掃についてのアドバイス
- ◆ 唾液の分泌を促すマッサージ
- ◆ 飲み込みの力を向上させる口腔体操
- ◆ 呼吸や発声についてのアドバイス 等

訪問スケジュール

※ 3か月の間に月に1回、計3回訪問させていただきます。



※ 自己負担の料金は、それぞれの訪問時に徴収いたします。

「おいいきいき訪問」により得られる効果

- ◇ お口の中がすっきりする。
- ◇ 噛みしめられるようになる。
- ◇ 口臭が減る。
- ◇ 薄味が分かるようになる。
- ◇ 会話がしやすくなる。
- ◇ 食事が美味しくなる 等

毎日のケアや口腔体操を根気よく続けていただくと、お口の状況が良い方向に向かいます。
様々なアドバイスをさせていただく中で、状況によっては医療機関をおすすめする場合があります。

【お問い合わせ先】

〇〇部包括支援センター
居宅介護支援事業所 [

]

TEL ●●-●●●●●
TEL ●●-●●●●●

担当 ■■■■
担当 ■■■■

「健康・ケア教室」

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「通所型サービスB(住民主体による支援)」
趣旨	医療・介護専門職を抱える医療機関及び介護事業所においては、 医療や介護を必要とする者に対し、医療・介護サービスを提供する 拠点となるほか、地域住民に対し、予防・日常生活支援サービスを提供する 拠点となることにより、地域に貢献し、ひいては、地域に信頼される形で 事業を運営することが期待される場所。
内容	指定地域密着型サービス事業者の指定、指定居宅サービス事業者の指定等を受 けた事業所において、地域交流スペース等を活用するとともに、 医療・介護専門職等とボランティアとで協働しながら、 介護予防教室を開催するなど、要支援者及び「基本チェックリスト」該当者を含む 地域住民が相互に交流する機会を提供。
助成金	週1回以上、かつ、月30人以上(平成27年度に限り、月20人以上)で 20,000円／月
利用者負担	実費

医療・介護等の
事業所の方へ

「健康・ケア教室」を 開催してみませんか？

地域の方が、気軽に相談したり、立ち寄れたりするような「健康・ケア教室」を開催してみませんか。この教室は介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスBとして位置付けられます。

教室の目的

介護事業所の地域交流スペースや医療機関の空きスペース等において、医療・介護専門職等とボランティアとで協働しながら、下記対象者が相互に交流する機会を提供します。

対象者

- ・要支援者
- ・「基本チェックリスト」該当者を含む一般高齢者

利用者負担

- ・実費

助成基準

- ・1回1時間以上かつ週1回以上の開催
- ・月間30人以上の参加
- ・医療機関又は介護事業所に配置された専門職の兼任、及び高齢者サポーター養成講座、認知症サポーター養成講座等を修了したボランティアによる補助
- ・医療機関又は介護事業所における地域交流スペースの活用及び地域住民に対する開放
- ・助成に際しては実績報告などを提出
- ・月額助成は20,000円



「健康・ケア教室」の一例

◇養護老人ホームで談話室を開放し、週1回認知症予防のための「脳の健康教室」を開催。

◇訪問看護ステーションで毎週木曜日、看護師等の専門職による血圧測定等の健康相談を無料で実施。



《お問い合わせ・申込み先》

地域介護課 サービス推進室

桑名市中央町2丁目37番地(市役所1階)

電話 (0594) - 24-1186

FAX (0594) - 27-3273

「くらしいきいき教室」(1)

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「通所型サービスC(短期集中予防サービス)」
趣旨	○ 通所時に実行することができる「手段的日常生活動作(IADL)」を在宅時に実行することができない高齢者も、少なくないところ。 ○ 生活機能の向上を実現するための中核的なサービスとして、通所型サービスを訪問型サービスと組み合わせて一体的に提供する「短期集中予防サービス」を創設。
対象者	運動、栄養、口腔、認知等に関するリスクを抱える高齢者であって、 「くらしいきいき教室」を利用する必要があるもの (「くらしいきいき教室」を利用して6月以上が経過しないものを除く。)

「くらしいきいき教室」(2)

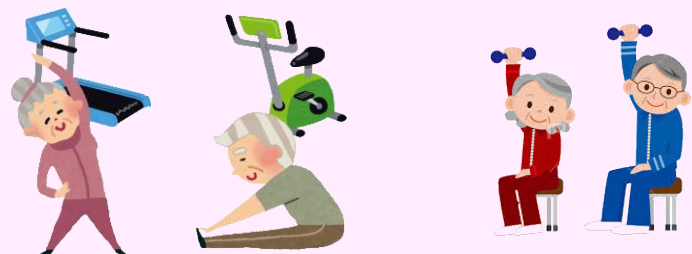
内容	① リハビリテーション専門職による アセスメント及びモニタリングに対する関与 ② 6月を限度とするサービスの提供 - i 週1回以上の送迎を伴う通所による 医療・介護専門職等の機能回復訓練等 (注)「運動器機能向上サービス」を提供することは、必須。あわせて、 「栄養改善サービス」及び「口腔機能向上サービス」を提供することが望ましい。 - ii 月1回以上の訪問による医療・介護専門職等の生活環境調整等
事業者	認知症対応型通所介護等に係る指定地域密着型サービス事業者の指定又は通所介護等に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けた事業所であって、指定事業者の指定を受けたもの (注) 通所に係る送迎及び訪問に関しては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等に係る指定地域密着型サービス事業者の指定又は訪問介護等に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けた事業者に委託することも、可能。
遵守事項	① 「桑名市地域包括ケア計画」に盛り込まれた基本的な考え方の共有 ② サービスの提供状況に関する情報の公表 (注)「健康・ケア教室」を提供することが望ましい。 ③ 「地域生活応援会議」を始めとする「地域ケア会議」に対する協力等

「くらしいきいき教室」(3)

手続	○ 指定事業者の指定については、公募を実施。 ○ 「介護予防ケアマネジメント」については、 「原則的な介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメントA)」を実施。 (注) 桑名市及びすべての桑名市地域包括支援センターのレベルでの 「地域生活応援会議」(「A型地域生活応援会議」)を開催。
サービス 単価	① 基本報酬 - i 1～3月目:22,000円／月 - ii 4～6月目:21,000円／月 ② 加算 対象者が介護保険を「卒業」して地域活動に「デビュー」した場合において、 6月が経過したときは、「元気アップ交付金」を支給。 - i サービス事業所:18,000円 - ii 対象者:2,000円 - iii 「介護予防ケアマネジメント」の実施機関:3,000円
利用者負担	基本報酬の10%及び実費

※ 平成27年4・5月、指定事業者の指定について、公募を実施した上で、平成27年7月より、指定事業者において、サービスを提供する予定。

通所サービスC「くらしいきいき教室」(イメージ図)



1人につき
22,000円/月



1人につき
21,000円/月

1か月～3か月

4か月～6か月

6
か
月
後

デイサービスなど
介護保険を利用

デイサービス
1か月16,914円

6
か
月
後

介護保険を「卒業」
地域へ「デビュー」

元気アップ
交付金

事業所

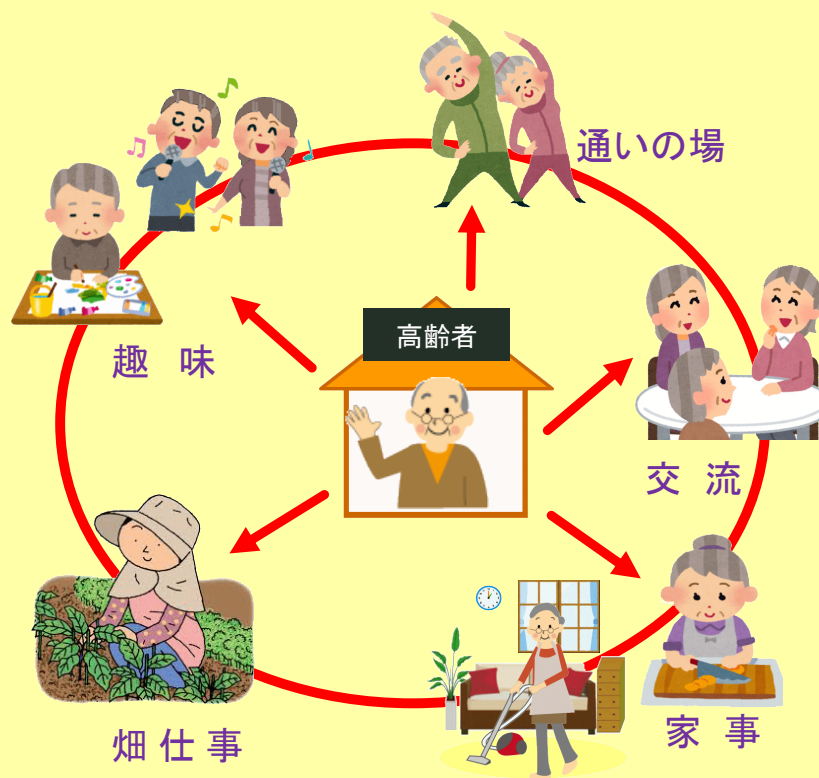


アセスメント
モニタリング

月1回
訪問(モニタリング・
環境調整等)

週1回通所
機能回復訓練等

高齢者



利用者
2,000円

ケアマネジャー
3,000円

事業所
18,000円

桑名市介護予防・日常生活支援総合事業
通所型サービスC（短期集中予防サービス）
委託における募集要項